

◆ 区政会議とは…

各区において、区長、区シティ・マネージャー及び教育委員会事務局区担当教育次長（以下単に「区長」という。）の所管に属する施策及び事業について、**立案段階から意見を把握し適宜これを反映させる**とともに、**その実績及び成果の評価に係る意見を聴く**ことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する会議。（条例第 2 条）

- ✓ 多様なご意見を聴取することを目的としています。
- ✓ 会議として単一の結論をめざすものではありませんので、基本的に「採決」は行いません。

◆ 意見を求める事項（条例第 5 条）

- (1) 区の総合的な計画に関する事項 ⇒ **福島区将来ビジョン**
 - (2) 区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なもの及びその予算に関する事項
⇒ **〇〇年度福島区運営方針、〇〇年度事業計画**
 - (3) 区の区域内の基礎自治に関する施策等のうちの主要なものの実績及び成果の評価その他区政運営の総合的な評価に関する事項 ⇒ **〇〇年度福島区運営方針の自己評価**
- ※(1)～(3)のほか、区長が、区の区域内の基礎自治に関する施策等に関し必要と認める事項
⇒ **福島区地域福祉ビジョン など**

◆ 委員による直接評価

福島区の取組について、その有効性の検証等を目的として毎年度振り返りを行い、区政会議の場で委員からアンケート形式で評価をしていただきます。また、区政会議の運営方法についても、より有意義な会議となるようアンケートを実施しています。

◆ 委員数

14 名	地域団体推薦 10 名 （10 地域より 1 名ずつ） 公募委員 2 名 有識者等 2 名 （地域団体区会長、学識経験者等）
------	--

◆ 任期

2 年（令和 3 年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日。連続して 2 回まで就任可。）

◆ 報酬等

報酬・交通費の支給はなし

◆ 区政会議の構成

区政会議（**全体会**）…委員全員が参加
区政会議（**部 会**）…委員が分かれて参加

- ◇ **保健福祉・総務部会** ……子育て・健康づくり・福祉・総務等に関する事項
- ◇ **市民協働部会** ……防災・防犯・地域まちづくり等に関する事項

- ✓ 議長・副議長、部会の議長は、委員の互選により選任。（条例第 7 条）
- ✓ 会議は、定数の **2 分の 1 以上**の委員の出席で成立。（条例第 7 条）

◆ 会議の公開

会議は**公開**（傍聴可能）で開催、会議録を作成し公表。

- ✓ 会議中の写真は、区の広報紙、ホームページなどでの広報に使用します。
- ✓ 会議録は、会議でのご発言がそのまま掲載されます。

◆ 担当

企画総務課（総務）